

- ・ 道民向け及び活動団体向けアンケート結果（抜粋）
- ・ ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱
- ・ ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員入会規則
- ・ 内閣官房 孤独・孤立対策ポスター（A4版）
- ・ 北海道支援情報ナビ チラシ（A4版）

# 調査1. 道民向け孤独・孤立状況把握調査 Ⅲ. 調査結果の概要

## 孤独の把握方法・状況

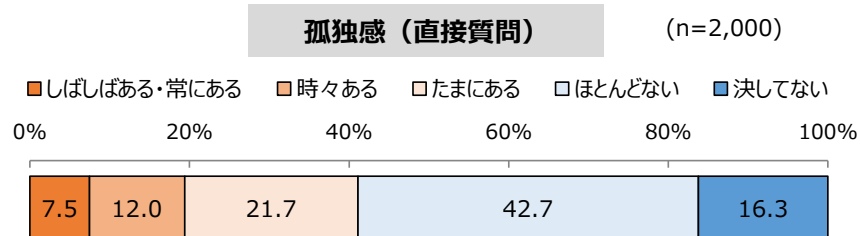
孤独という主観的な感情をより的確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用。

### ①直接質問

直接的に孤独感を質問。直接質問の結果、**孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は7.5%、「時々ある」が12.0%、「たまにある」が21.7%**であった。一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は42.7%、「決してない」が16.3%であった。

問 あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- |          |               |
|----------|---------------|
| 1 決してない  | 4 時々ある        |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある  |               |



### ②間接質問

孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA孤独感尺度」に基づく質問。3つの設問への回答を点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価。間接質問の結果、**合計スコアが「10～12点」の人が9.5%、「7～9点」の人が40.9%**であった。一方で「4～6点」の人が40.5%、「3点」の人が9.1%であった。

問 あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることはありませんか。

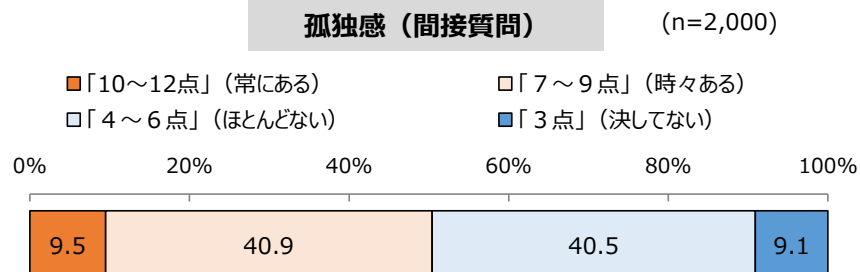
- |          |        |
|----------|--------|
| 1 決してない  | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |

問 あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。

- |          |        |
|----------|--------|
| 1 決してない  | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |

問 あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- |          |        |
|----------|--------|
| 1 決してない  | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |



#### (参考) UCLA孤独感尺度

カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したもの。本調査では上記の3項目の設問について、それぞれ**4つの回答選択肢(4件法)を設定**。「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点とし、その合計スコアにより孤独感の高さを測定。

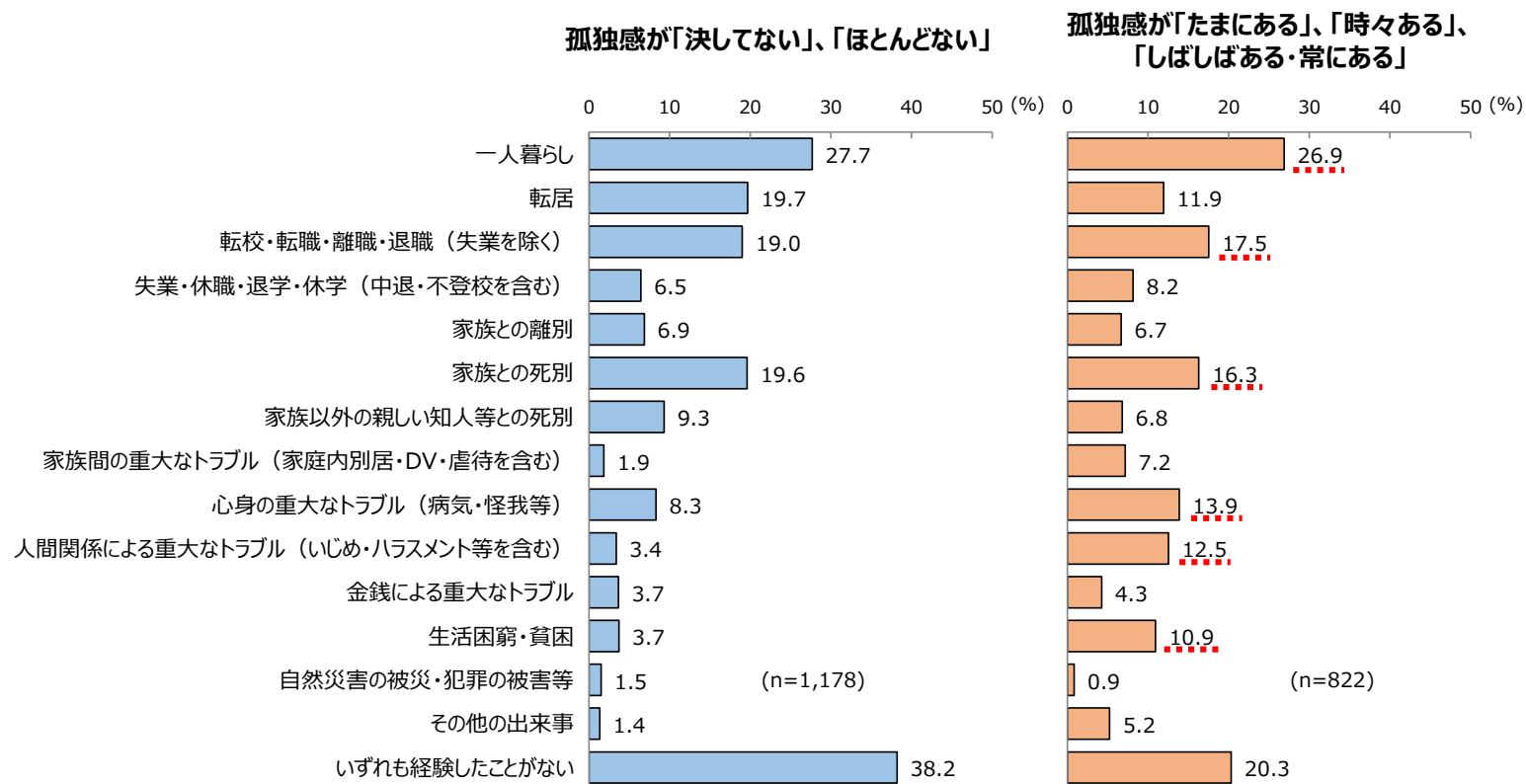
なお、調査によって尺度がアレンジされることがあり、英国では「しばしばある」(3点)、「時々ある」(2点)、「ほとんど・決してない」(1点)の3つの回答選択肢(3件法)を設定。

# 調査1. 道民向け孤独・孤立状況把握調査 Ⅲ. 調査結果の概要

## 孤独の状況（現在の孤独感に至る前に経験した出来事）

- 孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事としては、「**一人暮らし**」、「**転校・転職・離職・退職（失業を除く）**」、「**家族との死別**」、「**心身の重大なトラブル（病気・怪我等）**」、「**人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）**」を選択した人が多かった。
- 「**心身の重大なトラブル（病気・怪我等）**」、「**人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）**」、「**生活困窮・貧困**」は、孤独感が「決してない」、「ほとんどない」と回答した人より孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人のほうが上回っている。

現在の孤独感に至る前に経験した出来事（複数回答）



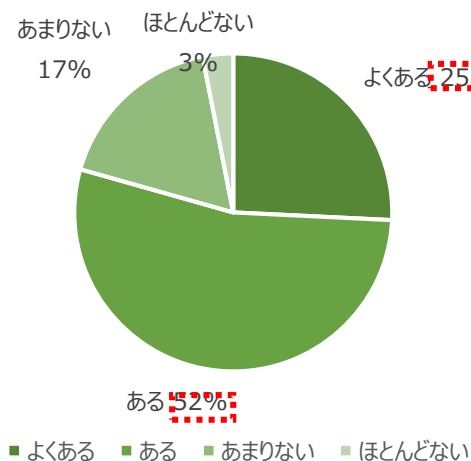
# 調査3. 活動団体向け調査 Ⅲ. 調査結果の概要

## 当事者への対応における課題

- 当事者への対応において、**苦慮することが「よくある」「ある」と回答した割合は計77%に及んだ。**
- 「よくある」「ある」と回答した団体に対して、具体的な苦慮の内容を質問したところ、**「課題が複雑・複合化している」と回答した団体が85.5%に及んだ。**
- また、「よくある」「ある」と回答した団体に対して、改善に向けた改善策を質問したところ、**「他の支援団体間の連携強化(31.4%)」「社会や地域の理解(30.5%)」との回答が最も有効な改善策として選択された。**

### 当事者への対応における 苦慮の有無

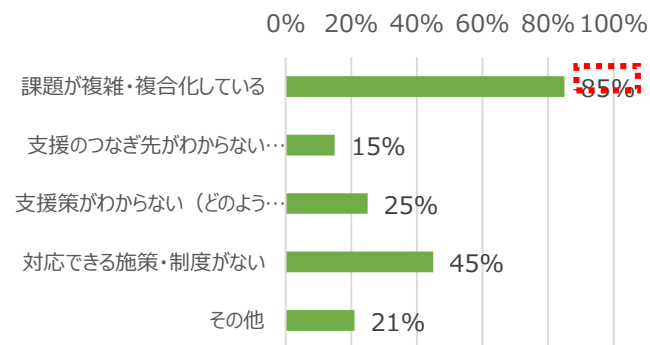
(n=285)



「よくある」「ある」と回答した団体

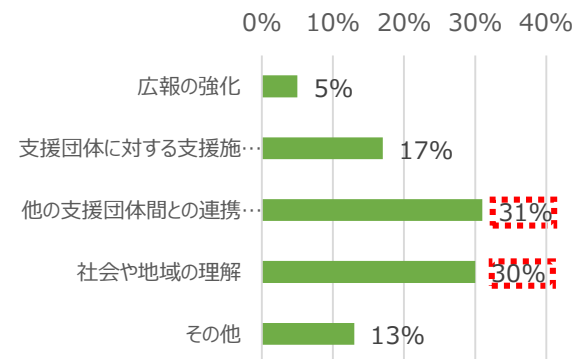
### 苦慮の内容(複数回答)

(n=220)



### 改善に向けた改善策

(n=220)



## ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

### (目的)

第1条 本プラットフォーム(以下、「本会」という。)は北海道における孤独・孤立対策に取り組む行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげることを目的とする。

### (活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1)孤独・孤立対策の推進に向けた啓発
- (2)行政機関及び支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- (3)孤独・孤立対策に関する好取組やノウハウの共有
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な取組

### (構成団体)

第3条 本会は、設置の目的に賛同する幹事会員及び会員により組織する。

#### (1)幹事会員

孤独・孤立対策に関する中核的役割を担う別紙に掲げる団体

#### (2)会員

孤独・孤立対策に関連する取組を行う市町村及び市町村社会福祉協議会、前号以外のNPO等支援団体

### (本会への参画)

第4条 会員として参画を希望する団体(市町村及び市町村社会福祉協議会を除く)は、別に定める方法により事務局へ申込を行うものとし、事務局において、次の各号に掲げる事項等を確認した上で、参画が適切であると認める場合には、参画することができる。

- (1)孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること
- (2)これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること
- (3)支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
- (4)暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

### (本会からの退会・除名)

第5条 本会を退会しようとする団体は、その意思を書面により北海道に届け出ることによって退会することができる。また、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、北海道は職権により除名することができる。

- (1)1年以上、連絡がとれないとき
- (2)本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3)団体等が解散又は営業を停止したとき
- (4)暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5)その他本会の運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

### (プラットフォーム会議の構成)

第6条 幹事会員により構成するプラットフォーム会議を設置する。

- 2 会員は、プラットフォーム会議を傍聴することができる。

(プラットフォーム会議の運営)

第7条 プラットフォーム会議は、原則として年1回実施することとし、その他、必要に応じて開催することができるものとする。

- 2 プラットフォームの会議に座長を置き、北海道保健福祉部福祉局長をもって充てる。
- 3 座長は必要に応じて、会員に意見を求めることができる。
- 4 プラットフォーム会議には、必要に応じて幹事会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局を北海道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、令和5年10月6日から施行する。

別紙

ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 構成団体

【幹事会員】

	分野	団体・機関名	所管
1	社協・社福法人	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	
2	NPO	特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター	
3	自殺対策 ひきこもり	社会福祉法人北海道いのちの電話	
4		道南ひきこもり家族交流会「あさがお」	
5		北海道ひきこもり成年相談センター/ 札幌市ひきこもり地域支援センター	
6	重層的支援体制	一般社団法人北海道総合研究調査会	
7	生活困窮	一般社団法人北海道ねっとわーく	
8	措置児童	北海道児童養護施設協議会	
9	ひとり親	社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会	
10	DV	北海道シェルターネットワーク	
11	民生委員	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟	
12	再犯防止	北海道地域生活定着支援センター	
13	市町村	登別市保健福祉部	
14	北海道	総合政策部国際局国際課	外国人
		総合政策部地域創生局地域政策課	市町村への周知
		総合政策部次世代社会戦略局DX推進課	オープンデータ担当
		環境生活部くらし安全局道民生活課	LGBTQ、刑余者・犯罪被害者
		環境生活部くらし安全局消費者安全課	多重債務、消費者被害防止
		保健福祉部総務課	保健福祉
		保健福祉部健康安全局地域保健課	難病、がん
		保健福祉部福祉局地域福祉課	地域共生、生活困窮、生活保護
		保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	障がい、自殺対策、ひきこもり、依存症
		保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	高齢者、ケアラー
		保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課	子育て
		保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	DV、ひとり親、児童虐待、ヤングケアラー、青少年
		経済部労働政策局雇用労政課	雇用労政
		経済部労働政策局産業人材課	職業訓練・外国人
教育庁総務政策局教育政策課	子どもの貧困		
教育庁総務政策局社会教育課	家庭教育支援		
教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	不登校・教育相談		
	事務局	保健福祉部福祉局地域福祉課	

【会員】

	分野	所属
1	市町村	市町村
2	市町村社協	市町村社会福祉協議会
3	支援団体等	参加を申し出た団体

## ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員入会規則

### (目的)

第1条 この規則は、ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「本会」という。）設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、本会の会員（行政機関及び市町村社会福祉協議会は除く）としての入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会基準及び手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする団体は、別紙1（入会申込書）及び別紙2（誓約書）を提出することとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、決定に際し必要な場合は、幹事会員や行政機関等に照会を行うこととする。

3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。

一 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること

二 これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること

三 支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと

四 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

4 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

### (名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 本会の会員は、構成団体名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は遅滞なく別紙3（変更届）を事務局に提出しなければならない。

3 構成団体名簿に登録された会員に関する情報については、原則、構成団体で共有するとともに、公開する。

### (退会事由及び手続)

第4条 会員は、別紙4（退会届）を提出して、任意に退会することができる。この場合は構成団体名簿の登録を抹消する。

2 本会設置要綱第5条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて構成団体名簿の登録を抹消する。

### (再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

附則 この規程は、令和5年10月12日から施行する。



# もう、ひとりで 悩まなくていいんだ。

あなたのための支援があります。



いくつかの質問に  
答えていただくことで、  
約150の選択肢の中から  
あなたの状況に合った  
支援・相談窓口を探せる  
チャットボットがあります。

チャットボットで  
制度・窓口を探す

<https://www.notalone-cas.go.jp/>



18歳以下のみなさんへ

<https://www.notalone-cas.go.jp/under18/>



あなたはひとりじゃない

検索

# 北海道支援情報ナビ



生活 仕事 お金

家族関係 心と体の悩み

などの困りごとに対し  
北海道の相談窓口を  
自動応答にてご案内します。  
検索した相談窓口へ直接ご相談ください。

LINEで  
お友達登録  
してね♪



お金の  
こと



仕事の  
こと



緊急の  
困りごと



心と  
からだの  
悩み



家族  
関係のこと



LINEの  
メニューから  
相談内容を選んで  
相談窓口を  
検索できます



LINE BOTとのやりとりの内容・個人情報などが保存・公開されることはありません。



実施団体 NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

本事業は北海道と連携・協力に関する協定を締結し実施しています。

